

## 新潟県条例第38号

コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例

コロニーにいがた白岩の里条例（昭和46年新潟県条例第8号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
<b>第4条</b> コロニーにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。	<b>第4条</b> コロニーにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。
(1) 傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>3,300円</u>	(1) 傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>2,200円</u>
(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（次号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>5,500円</u>	(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（次号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>4,400円</u>
(3) (略)	(3) (略)
2 (略)	2 (略)
(利用料金等)	(利用料金等)
<b>第8条</b> 指定管理者による管理の場合には、第3条の規定は、適用しない。	<b>第8条</b> 指定管理者による管理の場合には、第3条及び <b>第4条</b> の規定は、適用しない。
2～6 (略)	2～6 (略)

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項の改正は、公布の日から施行する。